

会員業務就業規約

第1条（就業条件）

公益財団法人こうべ産業・就労支援財団（以下「乙」という。）が運営する神戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（乙を通じて会員に業務を委託する者をいう。以下「甲」という。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、甲と乙との間で別途合意により定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

第2条（業務の具体的内容及び会員業務委託料）

1. 甲が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的内容及び会員業務委託料（会員業務の対価として甲が会員に支払う金員をいう。以下同じ。）の額は、甲と乙との間で別途合意により定めるものとする。
2. 甲は、会員業務委託料について、兵庫労働局の「兵庫県最低賃金の改定決定」の官報公示を考慮するものとする。
3. 会員業務委託料を定めた後に最低賃金の改定その他事情の変更があった場合は、甲及び乙は、双方協議の上、会員業務委託料の額を変更するものとする。

第3条（就業条件に係る会員の同意等）

1. 乙は、業務実施会員（甲から乙を通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。）が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規約に定める内容及び前条の規定に基づき甲と乙との間で別途合意した内容とすることにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。
2. 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、甲と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき甲と乙との間で別途合意により定める内容及び本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものと取り扱う。
3. 甲と乙は、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。
4. 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、乙は業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。
5. 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、甲と業務実施会員との間

で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容にしたがって変更されたものとして取り扱う。

第4条（会員業務委託料の支払）

1. 甲は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき甲と乙との間で別途合意により定める額を支払うものとする。
2. 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領を乙に委託するものとする。この場合において、乙が会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を、甲から業務実施会員に支払われた「報酬の支払日」とみなす。
3. 甲は、乙による請求書の発行日から30日以内に、会員業務委託料を乙が指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。
4. 前項の会員業務委託料の支払期日は、甲が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものとする。
5. 第2項の規定による支払に係る振込手数料は、甲が負担するものとする。

第5条（乙による立替払）

1. 乙が甲に対して会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過したにもかかわらず、甲から支払いが行われなるときは、乙は、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。
2. 乙は、前項の規定による業務実施会員に対する支払を行ったときは、甲に対して求償権を行使するものとする。

第6条（就業時間）

1. 同一の会員が継続して就業する場合の就業時間は、軽易な就業については、1週間当たり概ね20時間を超えないものとし、臨時的かつ短期的な就業については1か月当たり概ね10日程度以内とする。
2. 甲は、会員の就業にあたって、前項に規定する基準を厳守しなければならない。

第7条（就業期間等）

1. 同一会員が継続して同一就業内容で就業できる期間は1年を限度とし、就業成績優良の場合は5年まで延長できるものとする。ただし、乙は、就業会員が病気・怪我・体調不良・就業成績不良等の場合は、就業期間中であっても交代させることができる。

2. 甲は、委託する業務の種類、内容等に応じて、就業年齢の上限を定めることができる。

第8条（会員業務の実施）

1. 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また、甲の信用を害し又は甲が顧客からの苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。
2. 乙は、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを必ず受けなければならないものとする。
3. 甲は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。
4. 甲は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮命令を行うことができない。

第9条（費用の負担等）

1. 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、業務実施会員が用意するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払って、会員業務の実施のために甲から機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。
3. 業務実施会員は、前項の規定により甲から機械、器具等の貸与等を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し及び使用するものとする。
4. 甲は、第2項の規定により業務実施会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったときは、その対価について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができる。
5. 第1項の規定は、業務実施会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等を乙から無償で貸与を受け、又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。
6. 第3項の規定は、前項の規定により業務実施会員が乙から機械、器具等の貸与等を受けた場合について準用する。
7. 乙は、第5項の規定により業務実施会員に対して原材料等の提供を行ったときは、その対価について、甲から受領した会員業務委託料を業務実施会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

第10条（会員の履行不能）

1. 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨を乙に申し出なければならないものとする。
2. 乙は、前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合その他業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、甲にその旨を通知するものとする。
3. 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。
4. 乙は、第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員（以下「代替会員」という。）又は会員以外の者であって、乙が適当と認めて業務を行わせる者（以下総称して「代替会員等」という。）を選定して会員業務を完遂させるものとする。
5. 前項の規定により乙が代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、甲が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。
6. 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、甲は、甲と乙が別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
7. 前項の規定に基づき甲と乙が別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
8. 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、甲は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
9. 第4条及び第5条の規定は、第6項及び第8項の規定による甲の支払について準用する。

第11条（契約不適合責任）

1. 業務実施会員が甲に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定に基づき甲と乙との間で別途合意により定める内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、甲は、乙を通じて業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
2. 乙は、前項の規定により甲から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は乙が適当と認める代替会員等を選定して会員業務を完遂させるものとする。
3. 前条第5項の規定は、前項の規定により乙が代替会員を選定して会員業務を完遂

させる場合について準用する。

4. 第2項の規定により代替会員等が会員業務を完遂することとなる場合は、甲と乙との合意により、甲が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、乙は、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

第12条（利用契約の終了等による会員業務の終了）

1. 甲と乙との間の利用契約が有効期間の満了により終了し、甲と乙との合意により解約され、又は甲若しくは乙のいずれかから解除されたときは、乙は、速やかに、その旨を業務実施会員（当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。
2. 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したものとして取り扱う。
3. 第10条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

第13条（著作権の帰属等）

1. 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。
2. 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を甲に譲渡することについて甲と乙が別途合意し、かつ、その旨業務実施会員の同意を得ることにより当該著作権を甲に譲渡することを妨げない。

第14条（再委託、権利・義務の移転の禁止）

1. 業務実施会員は、甲からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。
2. 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、甲からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。
3. 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、甲からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

第15条（守秘義務・個人情報管理）

1. 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た甲の秘密を第三者に漏えいし

てはならない。

2. 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した甲又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
3. 甲は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
4. 前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

第16条（損害賠償）

1. 甲及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。
2. 甲は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、乙を通じて行うものとする。
3. 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨を乙に通知するものとする。
4. 乙は、第2項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、甲又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。
5. 乙は、前項の規定により甲又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、乙が加入する損害保険により填補される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。